## マイナンバーカード(個人番号カード)についてのご案内

申請から交付まで1ヶ月程度かかりますので、ご希望の方は早めの申請手続きをお願いします。 庁舎 1 階の「マイナンバーカード相談窓口」でもマイナンバーカード申請手続きのお手伝いをしています。 詳しくは住民環境課 総合窓口係 までお問い合わせください。

#### 〈下諏訪町にお住まいの方〉 マイナンバーカードの申請から交付まで

(マイナンバーカードの交付手続きについては、住所登録をしている市区町村にお問い合わせください)

郵送やパソコン・ スマホから申請を します。

庁舎1階の相談窓口 でも申請手続きのお 手伝いをしています。 申請をしてから約 1ヶ月後に、交付 場所などをお知ら せする「交付通知 書」(ハガキ)がご 自宅に届きます。 マイナンバーカードの交付は予約制です。交付通知書が届いたら、希望日時を電話で予約してください。その際に、持ち物などのご案内をさせていただきます。

ご予約した日時にご本人様が庁舎1階へ お越しください。(※)

※ご本人が病気、身体の障害等のため町庁舎に来ることが難しい場合は事前にご相談ください。
※15歳未満の方が申請した場合は、ご本人と保護者の方に来庁していただく必要があります。

### マイナンバーカードはいろいろな場面で利用できます

#### 例えば…



マイナンバーカードは 顔写真付きです。 公的な身分証明書として 使うことができます。 マイナンバーカードを 利用して、住民票などの 各種証明書をコンビニで 取得できます。

※利用者証明用電子証明書の 搭載が必要です。 マイナポイントを活用した 国の消費活性化策が 2020年度に実施 予定です。

※マイキーIDの設定が必要です。 ※制度の詳細は検討中。

■問い合わせ マイナンバーカードについて:下諏訪町 住民環境課 総合窓口係 電話27-1111(内線131·135) マイナポイントについて:下諏訪町 総務課 企画係 電話27-1111(内線257)

# 法人町民税『法人税割』税率改正のお知らせ

平成28年度の税制改正により、法人住民税法人税割の税率が引き下げられることになりました。これに伴い、下諏訪町における法人町民税法人税割の税率が以下のとおり変更になります。 なお、これらの改正は、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度から**適用されます。

●法人町民税法人税割の税率改正

#### 【改正前】

令和元年9月30日以前に 開始した事業年度まで

9.7%

【改正後】

令和元年10月1日以後に 開始した事業年度から

6.0%

●税率改正後初年度の予定申告について(経過措置)

法人税割の税率の引き下げに伴い、経過措置として令和元年10月1日以後に開始する 最初の事業年度の予定申告に係る法人税割額については、予定申告税額を求める算式の 「6を乗じる」部分が「3.7を乗じる」となり、計算式が以下のとおり変更になります。

#### 法人税割額=前事業年度分の法人税割額×3.7/前事業年度の月数

(令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告)

※なお、法人税割額の引き下げ分については、国税である地方法人税の税率が引き上げられる ため、法人の税負担はこれまでと変更ありません。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111(内線233)